

## 大分市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「児童生徒」とは、大分市内の小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程(以下「小中学校」という。)に就学している者並びに大分市に住所を有する者で大分市外の小中学校に就学している者をいう。

### (受給対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者(以下「受給対象者」という。)は、児童生徒の保護者であって要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれかの措置等を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税、同法第323条の規定に基づく市町村民税の減免、同法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免又は同法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

(ウ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免(1/4免除は除く)

(エ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(オ) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(カ) 生活福祉資金による貸付け

(キ) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者又は職業安定所登録日雇い労働者としての登録

(2) 世帯の総収入額が生活保護基準のうち、別表に定める項目を基に算出した額の1.25倍以下となる者

(3) その他教育委員会が就学援助を行うことが特に必要であると認める者

### (援助の種類及び支給額)

第4条 就学援助の種類は、次の各号に掲げる費目とし、就学援助の支給額(以下「援助費」という。)は、毎年度予算の範囲内で、教育委員会がこれを定める。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 宿泊を伴わない校外活動費

(4) 体育実技用具費

(5) 新入学児童生徒学用品費

(6) 修学旅行費

(7) 通学費

(8) 学校給食費

(9) 医療費

## (10) 宿泊研修費

- 前項第9号の費用については、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定により学校において治療の指示を受けた疾病に限るものとする。
- 受給対象者に対する就学援助については、次のとおりとする。

区 分	援助の種類(第1項各号)
① 大分市に住所を有し、大分市立の小中学校に就学している児童生徒の保護者	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8) (9)(10)
② 大分市に住所を有し、大分市立以外の小中学校に就学している児童生徒の保護者	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)
③ 大分市に住所を有し、市外の小中学校に就学している(区域外許可)児童生徒の保護者	(1)(2)(3)(4)(5)(6)
④ 大分市外に住所を有し、大分市立の小中学校に就学している(区域外許可)児童生徒の保護者	(8)(9)

ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている要保護者については、上記区分にかかわらず第1項第6号、第9号及び第10号に規定する費目について就学援助を行うものとする。

- 前項に定めるもののほか、大分市から第1項各号に掲げる就学援助と同種の援助（以下この項において「同種の援助」という。）を受けている保護者に対しては、当該同種の援助に相当する就学援助は、行わない。ただし、同種の援助の支給額が、それに相当する援助費に満たないときは、その差額を支給する。

### (申請)

第5条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助受給申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を記載し、児童生徒の在籍する学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育扶助を受けている要保護者については、この限りではない。

### (認定)

第6条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、第3条に規定する受給対象者として認定又は不認定の決定を行い、その結果を学校長を通じて申請者に通知するものとする。

- 教育委員会は、前項の認定等を行うに当たり意見を聴く必要があると認めるときは、就学援助審査会を設置することができる。

### (支給の方法)

第7条 教育委員会は、受給対象者としての認定の決定を受けた者(以下「受給者」という。)の指定した預金口座に、援助費を直接口座振替により支払うものとする。ただし、第4条第1項第9号に規定する費目については、当該医療機関に直接支払うものとする。

- 教育委員会は、受給者から援助費の請求及び受領に関する委任を受けた学校長に支払うことができる。この場合の支払い方法については、当該学校長からあらかじめ指定する預金口座に直接口座振替により行うものとする。

### (目的外使用禁止)

第8条 受給者は、就学援助をその受給目的以外のものに使用してはならない。

(認定の取消)

第9条 教育委員会は、受給者が前条の規定に違反したとき、受給者が就学援助を必要としなくなったとき及び偽りその他不正の手段により認定を受けたときは、その認定を取り消すことができる。

(就学援助費の返還)

第10条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消したときは、既に支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要領の実施に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年12月26日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から実施する。

別表（第3条第2号関係）

生活扶助（居宅第1類）		
生活扶助（居宅第2類のうち基準額及び冬季加算）		
加算	母子・父子	
	障害者	
住宅扶助（一般基準）		
教育扶助	一般基準	基準額
		学校給食費
	特別基準	学習支援費
		学級費
勤労にかかる基礎控除		
生業扶助	技能修得費（高校等就学費の一般基準のうち、基本額、学級費、学習支援費）	